

改定後	改定前
<p>第1編～第2編 (略)</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</p> <p>イ 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。</p> <p>ロ 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として（1）イ.（イ）及び（ロ）による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該</p>	<p>第1編～第2編 (略)</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</p> <p>イ 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>ロ 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として（1）イ.（イ）及び（ロ）による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該</p>

改定後	改定前
<p>工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>ハ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第2章 共通仮設費</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共通仮設費の算定方法</p> <p>(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 積み上げによる算定</p> <p>以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 環境安全費</p> <p>安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p>	<p>工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>ハ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第2章 共通仮設費</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共通仮設費の算定方法</p> <p>(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 積み上げによる算定</p> <p>以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 環境安全費</p> <p>安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p>

改定後	改定前
<p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項 1～3 (略)</p> <p>4 専門工事業者等の諸経費の率</p> <p>(1) 専門工事業者等の諸経費の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p> <p>(2) 歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗ずる。</p> <p>(3) 歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。</p> <p>イ 建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業者等の諸経費率の対象外とする。</p> <p>ロ 機械設備工事における空調調和機器^{※1}、衛生器具及び衛生設備機器^{※2}については、原則として、専門工事業者等の諸経費率の対象外とする。</p> <p> ※1 ボイラー、冷凍機、冷却塔、空気調和機、空気清浄装置、全熱交換器、ポンプ類、送風機、タンク類、ヘッダー等</p> <p> ※2 ボイラー、温水発生機、タンク類、ポンプ類、厨房器具、湯沸器類等</p> <p>ハ 共通仮設費に積上げとなるクレーンについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。</p> <p>ニ なお、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費等であっても、工事量が少量・僅少の場合や地域の実状等から、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判断で</p>	<p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項 1～3 (略)</p> <p>4 「その他」の率</p> <p>歩掛りの「その他」の率は中間値+1%を標準[※]とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p> <p>※墜落制止用具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は国単価基準の表3-1-1～3に示された工種とする。</p> <p>なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p>

改定後	改定後
<p data-bbox="297 240 1077 316">きる場合は、専門工事業者等の諸経費の率を乗ずることができ る。</p> <p data-bbox="159 363 367 395">5～13 (略)</p>	<p data-bbox="1137 363 1346 395">5～13 (略)</p>

附 則

この資料は、令和8年6月10日以降に、入札公告を受ける工事から適用する。